

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第21号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月29日 23時20分ごろ
発生場所	香川県多度津町小島南東岸 多度津町所在の板持鼻灯台から真方位301° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経133° 38.8′)
事故等調査の経過	平成25年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八 ^{しんざん} 神山丸、497トン
船舶番号、船舶所有者等	134545、松神海運合資会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底中央部に凹損及びビルジキールに曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約3.45m、船尾約4.90mの喫水で備讃瀬戸北航路を約10.5ノットの対地速力とし、自動操舵によって南西進中、単独で船橋当直中の船長が椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、予定変針場所を通過して航行し、平成24年12月29日23時20分ごろ小島南東部の海岸に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：潮汐 高潮時
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、備讃瀬戸北航路を自動操舵で南西進中、単独で船橋当直中の船長が椅子に腰掛けた状態で居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過し、小島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、備讃瀬戸北航路を自動操舵で南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過し、小島南東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・眠気を感じたときには、椅子から立ち上がって当直すること。